

第6号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出

中間市長 松下 俊男

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例(平成 12 年中間市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 中

「
オ 指定数量の倍数が 200 を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9 万千
円」を

「
オ 指定数量の倍数が 200 を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9 万 2
千円」に、

「
(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋
外タンク貯蔵所 82 万円
(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定
屋外タンク貯蔵所 99 万円
(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定
屋外タンク貯蔵所 110 万円
(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定
屋外タンク貯蔵所 140 万円
(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特
定屋外タンク貯蔵所 164 万円
(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特
定屋外タンク貯蔵所 385 万円
(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特
定屋外タンク貯蔵所 509 万円」を

「
(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋
外タンク貯蔵所 83 万円
(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定
屋外タンク貯蔵所 101 万円
(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定
屋外タンク貯蔵所 112 万円
(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定
屋外タンク貯蔵所 142 万円
(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特
定屋外タンク貯蔵所 166 万円
(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特
定屋外タンク貯蔵所 388 万円
(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特
定屋外タンク貯蔵所 510 万円」に、

- 「
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 112万円
 - (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 133万円
 - (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 148万円

を

- 「
- (1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 113万円
 - (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 134万円
 - (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 150万円

に、

- 「
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 212万円
 - (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 433万円

を

- 「
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 214万円
 - (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 435万円

に、

- 「
- (5) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 9万
千円

を

- 「
- (5) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 9万
2千円

に、

- 「
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 95万円

を

- 「
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99万円

に、

- 「
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 165 万円
 - (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 318 万円
 - (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 389 万円
 - (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 445 万円
- 」

を

- 「
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 172 万円
 - (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 332 万円
 - (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 406 万円
 - (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 465 万円
- 」

に、

- 「
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 41 万円
- 」

を

- 「
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 43 万円
- 」

に、

- 「
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 92 万円
 - (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 116 万円
 - (6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 283 万円
 - (7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 347 万円
 - (8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 400 万円
- 」

を

- 「
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96 万円
 - (5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特

定屋外タンク貯蔵所	121 万円	
(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	295 万円	に
(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	362 万円	
(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	417 万円	

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表 2(第 2 条関係)				別表 2(第 2 条関係)			
標準事務	手数料を徴収する事務		金額	標準事務	手数料を徴収する事務		金額
1 防火管理者資格証交付に関する事務	防火管理者資格証交付(再交付を含む。)	1 件	500 円	1 防火管理者資格証交付に関する事務	防火管理者資格証交付(再交付を含む。)	1 件	500 円
2 少量危険物タンク検査に関する事務	容量 1 万リットル以下のタンクの水張検査	1 基	6,000 円	2 少量危険物タンク検査に関する事務	容量 1 万リットル以下のタンクの水張検査	1 基	6,000 円
	容量 600 リットル以下のタンク水圧検査	1 基	6,000 円		容量 600 リットル以下のタンク水圧検査	1 基	6,000 円
	容量 600 リットルを超え 1 万リットル以下のタンクの水圧検査	1 基	11,000 円		容量 600 リットルを超え 1 万リットル以下のタンクの水圧検査	1 基	11,000 円

3 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円	3 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円
4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 3万9千円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 5万2千円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 6万6千円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 7万7千円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9万2千円</p>	4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 3万9千円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 5万2千円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 6万6千円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 7万7千円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9万千円</p>
	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯	ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ			2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯

	蔵所の設置の許可の申請に対する審査	れ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 2 万円 (2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 2 万 6 千円 (3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 3 万 9 千円 (4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所 5 万 2 千円 (5) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所 6 万 6 千円 イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 2 万円 (2) 指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下の屋外タンク貯蔵所 2 万 6 千円		蔵所の設置の許可の申請に対する審査	れ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 10 以下の屋内貯蔵所 2 万円 (2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の屋内貯蔵所 2 万 6 千円 (3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の屋内貯蔵所 3 万 9 千円 (4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の屋内貯蔵所 5 万 2 千円 (5) 指定数量の倍数が 200 を超える屋内貯蔵所 6 万 6 千円 イ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 指定数量の倍数が 100 以下の屋外タンク貯蔵所 2 万円 (2) 指定数量の倍数が 100 を超え 1 万以下の屋外タンク貯蔵所 2 万 6 千円
--	-------------------	--	--	-------------------	--

	<p>(3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9千円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 53万円</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 83万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5</p>		<p>(3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9千円</p> <p>ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 53万円</p> <p>エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 82万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5</p>
--	---	--	---

	<p>千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 101万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 112万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 142万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 166万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 388万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 510万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 629万円</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ</p>		<p>千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 110万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 140万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 164万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 385万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 509万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 629万円</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ</p>
--	---	--	--

	<p>ンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 113万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 134万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 150万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 183万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロ</p>		<p>ンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 112万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 133万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 148万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 183万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロ</p>
--	--	--	--

	<p>リットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 214 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 435 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 557 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 677 万円</p> <p>カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タ</p>		<p>リットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 212 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 433 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 557 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 677 万円</p> <p>カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タ</p>
--	---	--	---

	<p>ンク貯蔵所 575 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 725 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1070 万円</p> <p>キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円</p> <p>ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 2 万 6 千円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 3 万 9 千円</p> <p>ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1 万 3 千円</p> <p>コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円</p>		<p>ンク貯蔵所 575 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 725 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1070 万円</p> <p>キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円</p> <p>ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 100 以下の地下タンク貯蔵所 2 万 6 千円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 100 を超える地下タンク貯蔵所 3 万 9 千円</p> <p>ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1 万 3 千円</p> <p>コ 移動タンク貯蔵所(サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 2 万 6 千円</p>
--	---	--	---

		<p>サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9千円</p> <p>シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3千円</p>			<p>サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9千円</p> <p>シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3千円</p>
	<p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 5万2千円</p> <p>イ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 6万6千円</p> <p>ウ 第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 2万6千円</p> <p>エ 第2種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 3万3千円</p> <p>オ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当</p>		<p>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 5万2千円</p> <p>イ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 6万6千円</p> <p>ウ 第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 2万6千円</p> <p>エ 第2種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 3万3千円</p> <p>オ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当</p>

	<p>該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から6の項まで及び9の項において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 2万千円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 8万7千円</p> <p>(3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 8万7千円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2千円を加えた金額</p> <p>カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ</p>		<p>該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から6の項まで及び9の項において同じ。)が15キロメートル以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 2万千円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 8万7千円</p> <p>(3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 8万7千円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2千円を加えた金額</p> <p>カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ</p>
--	--	--	--

		<p>れ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 10 以下の一般取扱所 3 万 9 千円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の一般取扱所 5 万 2 千円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の一般取扱所 6 万 6 千円</p> <p>(4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の一般取扱所 7 万 7 千円</p> <p>(5) 指定数量の倍数が 200 を超える一般取扱所 9 万 2 千円</p>			<p>れ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が 10 以下の一般取扱所 3 万 9 千円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が 10 を超え 50 以下の一般取扱所 5 万 2 千円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が 50 を超え 100 以下の一般取扱所 6 万 6 千円</p> <p>(4) 指定数量の倍数が 100 を超え 200 以下の一般取扱所 7 万 7 千円</p> <p>(5) 指定数量の倍数が 200 を超える一般取扱所 9 万 千円</p>
5 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	<p>1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>2 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>4 の項の 1 の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>4 の項の 2 の下欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物</p>	5 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	<p>1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>2 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>4 の項の 1 の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>4 の項の 2 の下欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。))にあつては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤(地中タンク(危険物</p>

	<p>の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。)第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更</p> <p>の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の</p>		<p>の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。)第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更</p> <p>の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の</p>
--	--	--	--

	<p>特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合)にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(そ</p>		<p>特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合)にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(そ</p>
--	---	--	---

		<p>の日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下この項において「11年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合には、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>			<p>の日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準(以下この項において「11年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合には、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
	3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
6 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条	1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成審査	4の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	6 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条	1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成審査	4の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	2 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 イ その他の貯蔵所にあつては、4の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	2 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 イ その他の貯蔵所にあつては、4の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成審査	4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		3 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成審査	4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	4 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		4 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	5 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成	ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 イ その他の貯蔵所にあつて		5 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成	ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 イ その他の貯蔵所にあつて

	検査	は、4の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		検査	は、4の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	
	6 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		6 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	
7 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5千400円		7 消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5千400円
8 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量1万リットル以下のタンク 6千円 (2) 容量1万リットルを超え百万リットル以下のタンク 1万円 (3) 容量百万リットルを超え2百万リットル以下のタンク 1		8 消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量1万リットル以下のタンク 6千円 (2) 容量1万リットルを超え百万リットル以下のタンク 1万円 (3) 容量百万リットルを超え2百万リットル以下のタンク 1

	<p>万5千円</p> <p>(4) 容量2百万リットルを超えるタンク 1万5千円に百万リットル又は百万リットルに満たない端数を増すごとに4千4百円を加えた金額</p> <p>イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 容量600リットル以下のタンク 6千円</p> <p>(2) 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 1万千円</p> <p>(3) 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 1万5千円</p> <p>(4) 容量2万リットルを超えるタンク 1万5千円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4千4百円を加えた金額</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリッ</p>		<p>万5千円</p> <p>(4) 容量2百万リットルを超えるタンク 1万5千円に百万リットル又は百万リットルに満たない端数を増すごとに4千4百円を加えた金額</p> <p>イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 容量600リットル以下のタンク 6千円</p> <p>(2) 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 1万千円</p> <p>(3) 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 1万5千円</p> <p>(4) 容量2万リットルを超えるタンク 1万5千円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4千4百円を加えた金額</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリッ</p>
--	---	--	---

	<p>トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 41 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 54 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 70 万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 92 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 104 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 160 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 182 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋</p>		<p>トル未満の特定屋外タンク貯蔵所 41 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 54 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 70 万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 92 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 104 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 160 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 182 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋</p>
--	--	--	--

	<p>外タンク貯蔵所 203 万円</p> <p>エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 49 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 63 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99 万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 131 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 172 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 332 万円</p>		<p>外タンク貯蔵所 203 万円</p> <p>エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 5 千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 49 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 63 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 95 万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 131 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 165 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 318 万円</p>
--	---	--	---

		<p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 406 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 465 万円</p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 910 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1240 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1700 万円</p>			<p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 389 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 445 万円</p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 910 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1240 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1700 万円</p>
	2 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	<p>ア 水張検査 この項の 1 のアに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>イ 水圧検査 この項の 1 のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p>			<p>ア 水張検査 この項の 1 のアに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>イ 水圧検査 この項の 1 のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p>

	前検査	<p>ウ 基礎・地盤検査 この項の1のウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>エ 溶接部検査 この項の1のエに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>オ 岩盤タンク検査 この項の1のオに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>		前検査	<p>ウ 基礎・地盤検査 この項の1のウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>エ 溶接部検査 この項の1のエに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>オ 岩盤タンク検査 この項の1のオに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
9 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 31万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	9 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 31万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>

	<p>蔵所 43 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 72 万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 121 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 295 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 362 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 417 万円</p> <p>イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ</p>		<p>蔵所 41 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 72 万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が 5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 92 万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 116 万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 283 万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 347 万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 400 万円</p> <p>イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ</p>
--	---	--	---

	<p>次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 266 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 319 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 479 万円</p> <p>ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下の移送取扱所 7 万円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超える移送取扱所 7 万円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロ</p>		<p>次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上 40 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 266 万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上 50 万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 319 万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が 50 万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 479 万円</p> <p>ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下の移送取扱所 7 万円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートルを超える移送取扱所 7 万円に危険物を移送するための配管の延長が 15 キロメートル又は 15 キロ</p>
--	--	--	--

		メートルに満たない端数を増すごとに1万7千円を加えた金額			メートルに満たない端数を増すごとに1万7千円を加えた金額
--	--	------------------------------	--	--	------------------------------